

# 令和7年度 いきいき券 **追加交付**について

- 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、市内で使える助成券「生活支援！いきいき券」を1人につき1冊（100円×65枚）追加交付します。
- 市内の温浴施設、タクシー、ひだまる、鍼灸マッサージ、宅配弁当、粗大ゴミ回収、スポーツクラブ、灯油配達、移動販売車、ガソリンスタンド店頭でのガソリン・灯油類の購入などにご利用いただけます。
- 1回あたりの利用枚数に制限は無く、既に交付されている「いきいき券」と併用できます。
- 「いきいき券」追加交付分の利用期限は、令和8年12月31日(木)までです。



## 申請期間

**令和8年1月30日（金）～ 令和8年6月30日（火）**

受付時間は下記申請場所の平日開館時間内

## 申請場所

ハートピア古川、神岡・河合・宮川振興事務所、袖川・東茂住・打保郵便局  
下記④⑤の方は郵便局でのお受け取りはできません

## 対象者

飛騨市に住所を有し、かつ居住しており、次の①～⑤のいずれかに該当する方

①70歳以上の方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)

※令和7年度中に70歳になる方は誕生日前でも申請できます。

②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方

③介護保険認定を受けている方

④ひとり親世帯

⑤家族介護応援手当受給世帯

※④⑤に該当される方で対象の方には、引換券を送付しております。

※今年度、すでに「いきいき券」の交付を受けた方も対象になります。

## ☆申請に必要なもの☆

### ○対象者本人の生年月日がわかる証明書等

・マイナンバーカード ・運転免許証 ・介護保険証

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 などのいずれか

※上記②③に該当する対象者の方は、手帳等を提示してください。

※上記④⑤に該当する対象者の方は、追加交付の「いきいき券」引換券が必要です。

※代理の方でも申請できますが、対象者本人の証明書等と代理の方の証明書等が必要です。

問合せ先	飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課	☎ 0577-73-6233
	河合振興事務所 地域振興課 総務市民福祉係	☎ 0577-65-2380
	宮川振興事務所 地域振興課 総務市民福祉係	☎ 0577-63-2311
	神岡振興事務所 市民課 市民福祉係	☎ 0578-82-2252